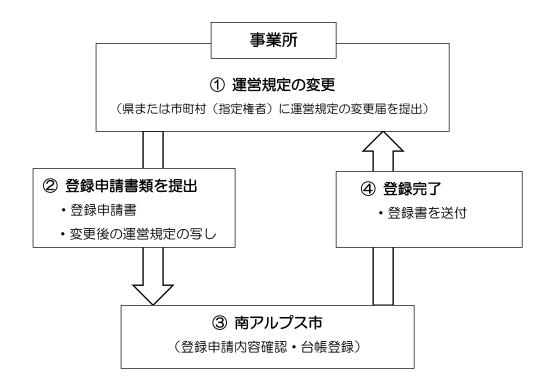
地域生活支援拠点 事業所の登録について

1. 登録手順



- ※指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所<u>以外</u>の事業所は、南アルプス市から登録書を 受け取り後、県への変更届提出も必要です。
- ※登録内容に変更が生じた場合は、変更申請書の提出が必要です。

2. 運営規定への記載について

次に示す運営規定は記載例であり、各事業所の実態に応じた内容で作成していただいて構いません。

記載例

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第●条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)第一の二の 3」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

(1) 相談

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者 の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

- ※各事業所の実態に応じて(1)~(5)のうち、実際に担う機能を記載してください。
- ※登録をするにあたりご不明な点がありましたら、南アルプス市障がい福祉課へお問い合わせください。